

社会福祉法人山口県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸与実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次に掲げる貸付を実施することにより、地域の福祉・介護人材の育成・確保・定着を支援することを目的とする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第39条第1号から第3号まで（社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第3項の規定により行うことができることとされている同法第3条による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までを含む。）の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）の貸付をいう。

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付

法第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）の貸付をいう。

(3) 離職した介護人材の再就職準備資金貸付

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対する再就職準備資金（以下「介護人材再就職準備資金」という。）の貸付をいう。

(貸付事業の実施主体)

第2条 社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、介護福祉士修学資金、介護福祉士実務者研修受講資金及び介護人材再就職準備資金（以下「修学資金等」という。）の貸付を行うものとする。

(修学資金等の貸付対象者等)

第3条 修学資金等の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとし、無利子で貸付けるものとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付

貸付対象者は介護福祉士養成施設に在学し、次のア及びイの要件を満たす者であること。ただし、エの（ウ）の国家試験受験対策費用及びエの（エ）の生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次のa及びbに定める者に限る。

a 国家試験受験対策費用の貸付対象者

平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）を受験する意思のある者

b 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると山口県知事が認める世帯の世帯員である者。ただし、生活費加算と生活保護費の支給を同時に受けることはで

きない。

なお、「これに準ずる経済状況」とは、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けていること。

- (a) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- (b) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- (c) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
- (d) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

ア 介護福祉士養成施設に在学する者（県外の介護福祉士養成施設にあつては山口県内（以下「県内」という。）に住民登録をしている者又は介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に県内に住民登録していたものであり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をした者）であつて、卒業後に県内の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等（国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 2 項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。）において業務に従事する場合は全国の区域、また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。))において第 11 条に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者であつて、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められるもの

（ア）学業成績等が優秀と認められる者

（イ）卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

ウ 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間（正規の修学期間とする。）とする。

エ 貸付額は、学費分として月額 50,000 円以内とする。ただし、学費分を貸付ける場合に限り、次の（ア）から（エ）に定める額を加算することができるものとする。

（ア）入学準備金 初回の貸付時に限り、200,000 円以内

（イ）就職準備金 最終回の貸付時に限り、200,000 円以内

（ウ）国家試験受験対策費用 卒業年度の貸付時に、40,000 円以内

（エ）生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額以内とする。この場合、生活保護受給世帯の者に対する加算は、貸付対象者の生活保護費が支給されないことが確認できたときに貸付けるものとする。

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付

ア 貸付対象者は前記（1）のアの要件に準じる者であつて、次の（ア）から（ウ）までの基準を満たす者とする。

（ア）貸付対象者は、平成 28 年 4 月 1 日以降に実務者養成施設に入学し、在学する者であること。

(イ) 実務者養成施設卒業後、1年以内に国家試験の合格、介護福祉士の登録を目指し、県内の区域において第11条に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者であること。

(ウ) 前記(イ)の国家試験の実施の年の3月31日までに3年以上の実務経験を有す見込みの者であること。

イ 貸付期間は、実務者養成施設に在学する期間(正規の修学期間とする。)とする。

ウ 貸付額は200,000円以内とし、同一の貸付対象者に対し1回限りとする。

(3) 介護人材再就職準備資金貸付

ア 貸付対象者は、県内に住民登録をしている者又は県内に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であつて、次の(ア)から(エ)までの基準をすべて満たす者とする。

(ア) 居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等(法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務である者(以下「介護職員等」という。)としての実務経験を1年以上(雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上)有する者

(イ) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

(a) 介護福祉士

(b) 実務者養成施設において介護福祉士に必要な知識及び技能を修得した者

(c) 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの(改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。))を含む。)

(ウ) 県内の区域において、居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業所若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、平成28年4月1日以降であつて、県社協会長(以下「会長」という。)が別に定める日以降に介護職員等として就労した者

(エ) 山口県福祉人材センターに求職者登録等を行う者であつて、「再就職準備資金利用計画書」を提出した者

イ 貸付額は200,000円以内で、同一の貸付対象者に対し1回限りとする。

(貸付の申請方法等)

第4条 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、それぞれの貸付金ごとに定められた申請書に誓約書(別記第1号様式)と関係書類、また、会長が申請内容の審査等に特に必要であると認めるときは、会長が必要と認める書類を添えて会長に提出するものとする。なお、申請書の提出期間を会長が特に定めている場合は、その期間に提出するものとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付

介護福祉士修学資金貸付申請書（別記第2号様式）に次の書類を添えて申請する。

ア 介護福祉士養成施設の長の推薦書（別記第3号様式）

ただし、入学前に申請（入学前の受付期間に限る。）しようとする者が高校生にあっては、推薦書に替えて在学する高等学校の調査書等

イ 山口県外の養成施設に在学する者にあつては、住民票の写し

ウ 生活費加算を受けようとする者が申請時に生活保護受給世帯の者にあつては、居住地の福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書及び修学資金の貸付による自立支援の効果に関する福祉事務所長の意見書

エ 生活保護受給世帯に準じる経済状況にあると認められる世帯の者にあつては、世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。）の住民票の写し及び世帯全員の前年の所得証明書（前年の所得証明書が発行できない場合は、前々年の所得証明書、その他第3条（1）のbに掲げる事由を証する書類

オ 第11条（1）のアの中高年離職者にあつては、離職証明書

（2）介護福祉士実務者研修受講資金貸付

介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（別記第4号様式）に次の書類を添えて申請する。

ア 実務者養成施設に在学していること及び在学する期間が確認できる書類

イ 山口県外の実務者養成施設に在学する者にあつては、住民票の写し

（3）介護人材再就職準備資金貸付

介護人材再就職準備資金貸付申請書（別記第5号様式）に次の書類を添えて申請する。

ア 住民票の写し

イ 保有資格等を証する書類

ウ 介護職員等としての実務経験を1年以上有することを証する書類

エ 介護職員等として就労していることを証する書類

（保証人）

第5条 修学資金等の貸付を受けようとする者は、提出する誓約書（別記第1号様式）に、選任した連帯保証人と連署、押印しなければならない。

なお、修学資金等の貸付を受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人（親権者又は後見人）でなければならないものとする。

ただし、保証人として適当である法定代理人がいないときはこの限りでない。

2 連帯保証人は、日本国内に住所を有するものであること。

3 連帯保証人は、修学資金等の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付の決定）

第6条 会長は第4条の規定による修学資金等の貸付の申請があつたときは、その内容を審査の上、それぞれの修学資金等を貸付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金等の貸付の申請をした者に通知する。（以下、会長が決定、承認等を行った場合も同様とするものとする。）

なお、会長は福祉事務所長の意見書を添えて申請があつた場合は、その結果を当該福祉事務所長に連絡するものとする。

- 2 貸付の決定を受けた者は、決定に係る内容に変更があったときは、直ちに届け出て変更の決定を受けるものとする。

(貸付の方法)

第7条 前条の規定による修学資金等の貸付の決定の通知を受けた者は、直ちに口座振込申出書(別記第6号様式)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の口座振込申出書の提出を受け、次の区分により、申出者の口座に振り込むものとする。

- (1) 介護福祉士修学資金貸付

学費分及び生活費加算額は各年度の四半期ごとに振り込む。また、入学準備金は初回の貸付時に、就職準備金は最終回の貸付時に、国家試験受験対策費用は卒業年度に振り込む。

- (2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付

貸付決定額を速やかに1回で振り込む。

- (3) 介護人材再就職準備資金貸付

貸付決定額を速やかに1回で振り込む。

(貸付の解除及び貸付の休止)

第8条 会長は、修学資金等の貸付を現に受けている者(以下「借受者」という。借受を終了した者も含む、以下同じ。)が次に定める状況等により、資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認めるときは、修学資金等の貸付を解除するものとする。

- (1) 介護福祉士修学資金貸付及び介護福祉士実務者研修受講資金貸付

- ア 退学したとき。

- イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

- ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

- エ 死亡したとき。

- オ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

- (2) 介護人材再就職準備資金貸付

- ア 退職したとき。

- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

- ウ 死亡したとき。

- エ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

- 2 会長は、借受者が貸付金の貸付期間中に貸付の辞退を申し出たときは、その貸付を解除するものとする。

- 3 会長は、介護福祉士修学資金の借受者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとする。ただし、既に貸付の振込を受けているときは、次回の振込で休止期間の貸付金を精算する。

- 4 会長は、貸付契約を解除したときは、直ちにその旨を書面により借受者又はその相続人及び連帯保証人に通知する。

(届出等)

第9条 修学資金等の借受者(借受者が死亡したときは、その相続人又は法定相続人)は、前条に掲げる貸付区分及び次に掲げる貸付区分のいずれかの事由に該当するときは、直ちに届出書(別記第7号様式)に当該事実を証する書類を添えて、会長に届出なくてはならない。

ただし、次の(1)のキ及び(2)のエに該当(氏名、その他重要な事項を除く。)するときは、当該事実を証する書類の添付を省略することができる。

(1) 介護福祉士修学資金貸付及び介護福祉士実務者研修受講資金貸付

ア 退学し、休学し、停学の処分を受け、復学し、又は卒業したとき。

イ 実務者養成施設に在学している者で、在学期間が変更となったとき。

ウ 第13条の規定により猶予期間を設けた場合にあつては、同条に掲げる事由に該当しなくなったとき。

エ 介護福祉士養成施設又は実務者養成施設を卒業した日(第13条の規定により猶予期間を設けた場合にあつては当該期間が満了した日)から1年以内に介護福祉士の登録を行い、かつ、県内の区域において第11条に規定する返還免除対象業務に従事したとき。

オ 県内の区域において第11条に規定する返還免除対象業務に従事しなくなったとき。

カ 退職後直ちに再就職するなど勤務先を変更したとき。

キ 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があつたとき。

(2) 介護人材再就職準備資金貸付

ア 第13条の規定により猶予期間を設けた場合にあつては、同条に掲げる事由に該当しなくなったとき。

イ 県内の区域において介護等の業務に従事する意思がなくなったとき。

ウ 退職後直ちに再就職するなど勤務先を変更したとき。

エ 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があつたとき。

2 修学資金等の借受者は、前項に定めるもののほか、借受終了後、毎年4月15日までに県内の区域において返還免除対象業務及び介護職員等の業務に従事している旨の従事状況届出書(別記第8号様式)を会長に提出しなければならない。

ただし、第11条の規定により修学資金等の返還の債務の全部を免除された者については、この限りでない。

(連帯保証人の変更)

第10条 借受者が連帯保証人を変更しようとする場合は、連帯保証人変更承認申請書(別記第9号様式)で会長に申請し、その承認を得なければならない。

(返還の債務の免除等)

第11条 会長は、借受者から以下の(1)から(3)に掲げる各事由に該当するとして提出された介護福祉士修学資金等返還債務免除申請書(別記第10号様式)により適当と判断したときは、貸付けた修学資金等(既に返還を受けた額を除く。)の返還の債務の全額を免除するものとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の区域

において昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5 年（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項及び第 33 条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3 年）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、県内の区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入することができるものとする。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、会長が認める期間を限度に、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

イ 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 実務者養成施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の区域において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2 年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取り扱いは（1）のアと同様とする。

イ 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(3) 介護人材再就職準備資金貸付

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 介護職員等として就労した日から、県内の区域において、2 年の間、引き続き、第 3 条（3）のアの（ア）の介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取り扱いは（1）のアと同様とする。

イ 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

(返還及び一部免除)

第 12 条 借受者が、次の各号の 1 に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、

負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を月賦の均等払い方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金等の貸付を解除されたとき。
 - (2) 介護福祉士養成施設又は実務者養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は県内の区域において前条の返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 県内の区域において前条(1)の返還免除対象業務(介護人材再就職準備資金の貸付を受けた者にあつては介護職員等の業務)に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項の会長が定める額は、前条に定める免除額を除き、次に掲げる事由に応じて定める範囲内で次項に定める方法で算出した額とし、会長は定めた額を通知し、借受者は返還申立書(別記第11号様式)を提出するものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金等を返還することができなくなったとき。
返還の債務の額の全部又は一部
- (2) 県内の区域において修学資金等の貸付を受けた期間(この期間が2年に満たない場合にあつては2年とする。3項において同じ。)以上、介護福祉士として前条(1)のA返還免除対象業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

- 3 一部免除の額は、県内の区域において前条に規定する業務に従事した期間を、修学資金等の貸付を受けた期間の2分の5(中高年離職者等については2分の3)に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。
- 4 第1項の会長が定める期間は、介護福祉士修学資金にあつては貸付を受けた期間の2倍の期間、介護福祉士実務者研修受講資金及び介護人材再就職準備資金にあつては1年間とし、月賦による毎月の返還額均等割りに百円以下の端数が生じた場合は、その端数は最終返還のときに加算されるものとする。

ただし、その返還期限を繰り上げて返還することを妨げない。

- 5 会長は、貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。
返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(返還の債務の履行猶予)

第13条 会長は、借受者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

ただし、借受者は(1)、(2)、及び(4)に該当する場合は、返還猶予申請書(別記第12

号様式)を提出するものとする。

- (1) 貸付の解除後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は実務者養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は実務者養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。
- (3) 県内の区域において、第 11 条に規定する返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しているとき。
- (4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利子)

第 14 条 会長は、借受者が正当な理由がなく修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。この場合、1 年に満たない期間については年 365 日の日割計算による。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として徴収しないことができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成 28 年 3 月 2 日厚生労働省発社援 0302 第 10 号厚生労働事務次官通知)、「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」(平成 28 年 3 月 2 日社援発 0302 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知)、山口県との協議により、この要綱の施行について適正に執行する。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は平成 28 年 6 月 30 日から施行し、改正後の規定は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) 生活費加算の基準額 (第3条第1項関係)

(単位:円)

年 齢	級 地 区 分					
	1 級地-1	1 級地-2	2 級地-1	2 級地-2	3 級地-1	3 級地-2
19 歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」に準ずる。

(注:山口県)

【2級地-1】下関市、山口市

【2級地-2】宇部市、防府市、岩国市、周南市

【3級地-1】萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市
和木町、田布施町、平生町

【3級地-2】周防大島町、上関町、阿武町